

学校管理下の災害共済給付制度

保健厚生部

学校管理下の生徒の安全には十分な配慮をしていますが、災害に遭われたときの災害共済給付ができるために、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。この災害共済給付制度は、学校管理下において生徒が災害にあった場合、その医療費や見舞金の給付を、保護者の皆様に対して行う制度です。その主な内容は、以下のとおりです。

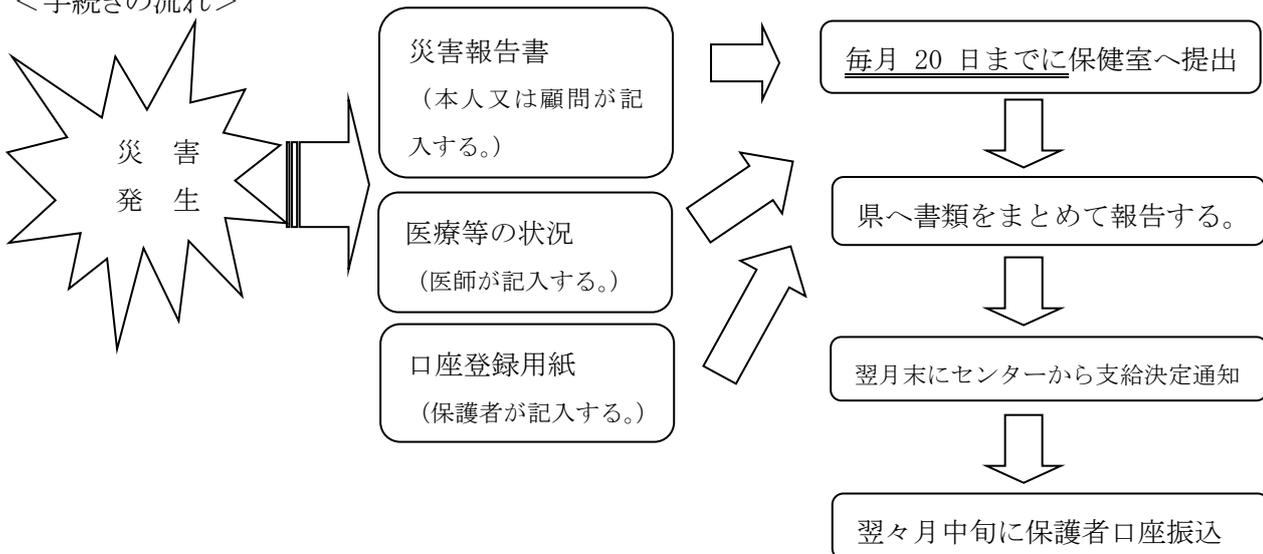
加入に際しては保護者の皆様の同意の下に、学校でまとめて手続きしていますが、同意できない場合は担任までお申し出ください。

また、手続き等で御不明な点や詳細につきましては、お気軽に下記担当まで御連絡ください。

記

- (1) 生徒1人当たり 1,930 円の掛金による共済給付制度
- (2) 学校管理下で発生した災害に対し、医療費・見舞金などが給付されます。
(学校管理下には登下校・部活動・校外学習などが含まれます)
- (3) 給付基準
 - ア 同一の災害の医療費支給は、初診から最長 10 年間行われます。
 - イ 災害発生から2年間手続きをとらないと、時効になります。
 - ウ 一件の災害につき支払った医療費が 1,500 円未満の場合は、支給の対象になりません。
※4月のけがで 1,500 円を超えなくても、5月にまたがり合計で 1,500 円を超える場合、超えた時点で請求できます。
- (4) 請求の際に提出する書類
 - ア 災害発生報告書(被災生徒又は担当顧問が作成)
 - イ 医療等の状況(医師が作成・・・医療機関の受付でお願いをする。)
 - ウ 一か月の医療費が 7,000 点(7 万円)を超える高額療養の場合は、「高額療養状況の届」(保護者記入)
 - エ 給付金振り込み口座登録のための用紙(保護者記入。一度登録すれば卒業まで有効)

<手続きの流れ>



詳しくは、日本スポーツ振興センターのホームページでも確認できます。

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/seido/tabid/60/Default.aspx>



<問い合わせ先>

担当 愛知県立一宮起工科高等学校 保健室 (TEL 0586-61-1188)